

令和3年10月29日

定時制生徒の皆さん
保護者の皆様

宍道高等学校
校長 村松 洋子

新型コロナウイルス感染症対策に対応した11月からの出欠対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策について、ご家庭でもご理解とご協力をいただきありがとうございます。現在、県内のみならず全国的に感染状況が大幅に改善しており、このたび、県教育委員会から「レベル2」の感染レベル対応措置は廃止し、以前の取扱いに戻すことが示されました。

つきましては、11月1日（月）からの出欠対応について、以下のとおり変更いたしますので、ご確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。

11月1日（月）からの出欠対応について

- 同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合
 - ・生徒本人の体調が普段と異なる状況でなければ登校可能としますので、出席停止となりません。
- 本人に発熱等の風邪症状があり、普段と体調が異なる場合
 - ・病院での受診をお願いし、受診結果によって出欠の取扱いが異なります。

また、次のような場合には、引き続き速やかに学校に連絡をしてください。

新型コロナウイルス感染症に関連して

- (1) 本人がPCR検査等を受ける場合、または本人の感染が判明した場合
- (2) 本人が接触者（濃厚接触者を含む：以下同じ）となり、保健所または職場（アルバイト先を含む）の指示で自宅待機等の行動制限を受けた場合
- (3) 家族または職場（アルバイト先を含む）等の中に感染者または接触者がでて、本人がその接触者となる可能性がある場合
- (4) ワクチン接種後の副反応と思われる体調不良
- (5) ワクチン接種を授業日、授業時間帯に受ける場合

※上記(1)～(5)については「出席停止」として取り扱います。

※「新型コロナウイルスワクチン接種」については、授業を行わない日や時間帯に接種可能な場合は、できるだけ授業参加できるようご協力をお願いします。

皆様には、これまで同様に感染予防対策に万全を期していただき、学校での教育活動が継続できますようにご協力をお願いします。